

# 配偶者暴力(DV)対策

全国の配偶者暴力相談支援センターや警察が対応した配偶者暴力(DV)に関する相談等の件数は年々増加し、過去最高となっている。平成19年3月、政府の男女共同参画会議は配偶者暴力防止法の見直し等に向けた報告書をまとめた。これを受け、与党の同法見直し検討プロジェクトチームは今国会での法改正を目指している。

## 1 配偶者暴力の現状

### (1) 配偶者暴力とは

配偶者暴力とは、配偶者間という密接な関係において振るわれる暴力である。被害者は圧倒的に女性が多く、複数の形態の暴力が重複して起きている場合が多い。女性の人権を著しく侵害する重大な問題とされ、一般にDV(ドメスティック・バイオレンス)と呼ばれている。

図1 配偶者暴力(DV)の概要

(図1)

#### 背景と加害者のタイプ

加害者に一定のタイプはなく、年齢・学歴・職種・年収に関係がないと言われている。妻は夫に従うものであり、暴力が発生するのはある程度仕方がないという封建的な考え方、妻の収入が夫より低いといった男女の経済的格差など、構造的な問題も関係していると言われる。

#### 暴力の形態

##### 身体的なもの

手で打つ・殴る、足で蹴る、凶器で体に傷付ける、髪を引っばる、腕をねじる、物を投げつける など

##### 精神的なもの

大声で怒鳴る、誰のおかげで生活できるんだ等と言う、実家や友人との付き合いを制限、無視、人前でバカにする、生活費を渡さない、大切な物を壊す、捨てる など

##### 性的なもの

見たくないのにポルノ雑誌やビデオを見せる、性行為強要、中絶強要、避妊に協力しない など

#### 被害者等への影響

被害者：怪我など身体的な影響、PTSD(外傷後ストレス障害)など精神的な影響。  
子ども：暴力を目撃したことによる様々な心身症状、感情表現や問題解決の手段として暴力を用いることを学習してしまう など

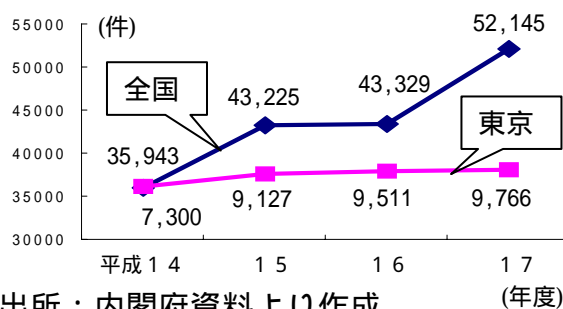
出所：内閣府HPを基に作成

### (2) 相談件数等の状況

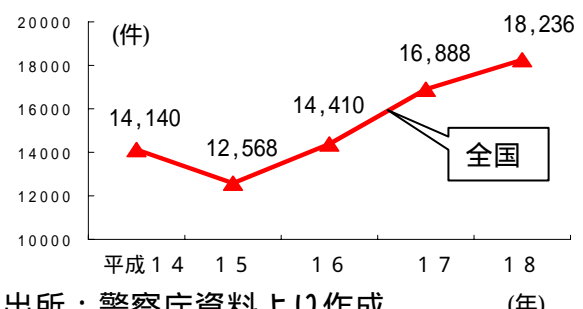
全国の配偶者暴力相談支援センターへ寄せられた相談件数は、平成17年度には約5万2千件に上る。また、警察が相談、被害届受理、検挙などにより対応した件数も年々増加し、平成18年には約1万8千件となっている(図2~3)。

図2 配偶者暴力相談支援センター相談件数

図3 警察による対応件数



出所：内閣府資料より作成



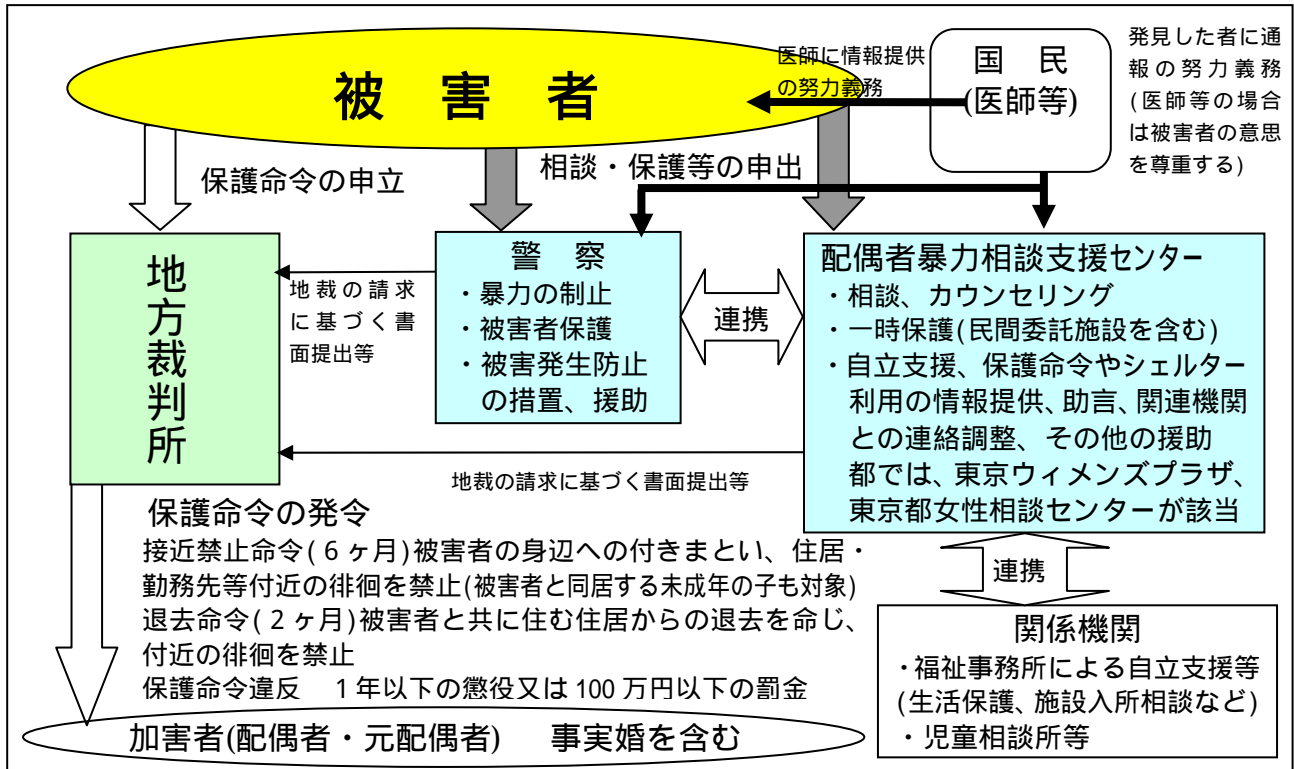
出所：警察庁資料より作成

## 2 配偶者暴力対策の現状

### (1) 配偶者暴力防止法の制定

通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、暴力の防止と被害者の保護を図るため、平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下、配偶者暴力防止法）」が制定され、平成16年度に改正が行われた（図4）。

図4 配偶者暴力防止法による相談、保護等の流れ

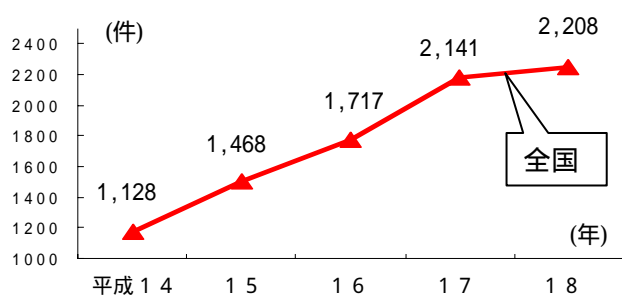


出所：内閣府資料及び東京都HPより作成

### (2) 保護命令の発令状況

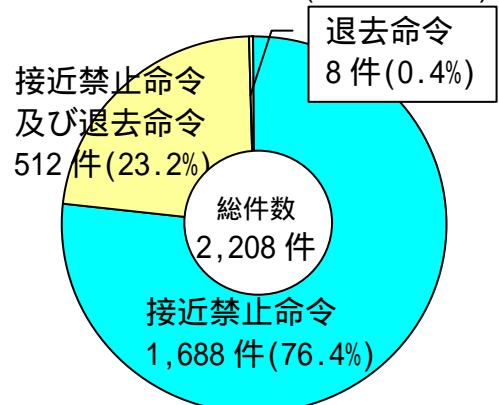
裁判所による保護命令の発令件数は年々増加している。保護命令の内訳としては、「接近禁止命令」が最も多くを占めている（図5～6）。

図5 保護命令発令件数



出所：内閣府資料より作成

図6 保護命令の内訳(平成18年)



出所：内閣府資料より作成

## 3 国等の取組

### (1) 国の取組

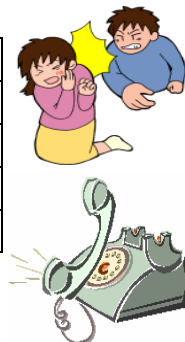
内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、最高裁判所等の機関において、広報啓発、調査研究等の取組を行なっている。平成19年3月には、内閣府男女共同参画会議（女性に対する暴力に関する専門調査会）が、「配偶者暴力防止法の施行状況等について」をまとめ、

法の見直し等に向けた課題と今後の方向性を把握・整理した。これを受けて、与党のプロジェクトチームは今通常国会へ配偶者暴力防止法の改正案を提出する見込みである。

《「配偶者暴力防止法及び関連する施策に関する課題」の概要》

1 保護命令関係

事 項	( 現 在 )	( 今後の方向性 )
保護命令の対象暴力	身体的暴力のみ	脅迫行為を追加
接近禁止命令の対象行為	付きまとい・徘徊	電話等による接触を追加
保護命令の対象者	被害者本人・子	親族・支援者等に拡大
保護命令発令時の通知先	警察のみ	支援センターを追加



2 被害者の保護・自立支援関係

自立支援の充実

公営住宅優先入居の一層の活用、保育所入所への配慮、男性被害者への対応 など

自立支援のための調整機能の充実及び関係機関の連携・協力強化

支援センターのコーディネート機能強化、協議会の設置促進 など

広域的な連携

施設の相互利用等自治体間の連携の強化拡大 など

外国人、障害者、高齢者である被害者の保護・支援

職務関係者に対する対応時の留意事項の周知徹底 など

子どもに対する支援体制の充実

一時保護時の虐待に関するアセスメント実施 など

被害者の安全確保

保護命令発令時の関係機関の連携・協力体制の構築 など



支援センター



専門スタッフ

3 配偶者暴力相談支援センター関係

体制等の充実

相談員、心理判定員、医師等専門スタッフの適正配置 など

市町村における支援センター設置に対する支援（あり方の検討）

4 民間団体に対する援助・連携関係

民間団体に対する財政的援助等の支援

寄付の促進等民間資金の活用を促進する仕組みの検討 など

民間団体との連携

民間団体と支援センターの緊密な関係構築の促進 など



5 加害者に対する対策関係

加害者更生

加害者に対する指導等の実施に向けた政府全体としての調査検討

配偶者からの暴力に係る犯罪に適切に対処するための施策推進

配偶者暴力が重大な人権侵害であることを認識させる効果的な意識啓発

( 2 ) 都の取組

都は、他の自治体に先駆けて配偶者暴力対策に取り組んでいる。

平成 9 年度「女性に対する暴力調査」実施

平成 1 2 年 3 月「東京都男女平等参画基本条例」制定

平成 1 8 年 3 月「東京都配偶者暴力対策基本計画」策定

計画は、平成 1 8 年度から平成 2 0 年度までの 3 年間を計画期間とし、7 つの基本目標のもと具体的な施策を掲げている。

## 《「東京都配偶者暴力対策基本計画」における施策の概要》

[ ]は平成18年度実績

### 1 暴力の未然防止と早期発見の推進

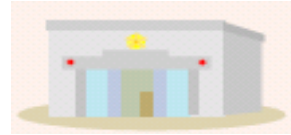
- ・ 広報誌等を活用した啓発活動、講演会やセミナーの開催〔講演会1回開催〕
- ・ 医療関係者、民生委員、児童委員等への研修の実施〔計9回実施〕 など

### 2 多様な相談体制の整備

- ・ 被害者支援基本プログラムの作成と活用〔区市町村等にマニュアル配布〕
- ・ 区市町村における相談支援機能整備への技術的支援〔検討会の実施〕 など

### 3 安全な保護のための体制の整備

- ・ 一時保護体制の拡充（民間委託など）
- ・ 警察による援助（安全確保策の教示等）など



警察

### 4 自立生活再建のための総合的な支援体制の整備

- ・ 配偶者暴力相談支援センターの自立支援機能の拡充
- ・ 都営住宅を活用した被害者の住宅確保〔当選倍率の優遇実施〕 など



### 5 関係機関・団体等の連携の推進

- ・ 「東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議」の設置（平成19年4月3日設置）
- ・ ボランティア等の民間人材の養成〔約30名のボランティア養成〕 など

### 6 人材育成の推進と適切な苦情対応

- ・ 職務関係者研修の充実（相談員、保健師、福祉職員、医師など）〔計9回実施〕
- ・ 二次被害防止のための窓口対応職員に対する研修の充実〔計2回実施〕 など

### 7 調査研究の推進

- ・ 加害者対策のあり方の検討 など

## TOPIC

### 【全国知事会によるDV被害者保護の統一ルール】

全国知事会は、平成19年3月23日の男女共同参画特別委員会において、都道府県域を越えてDV被害者の一時保護を行なうための統一ルールを決めた。近く運用を開始する予定である。

都道府県間の連絡調整や警察など関係機関との連携は、婦人相談所（都では東京都女性相談センター）を窓口とする。

DV被害者の移送は、送り出す側の都道府県職員が同行し、移送費用を負担する。一時保護中の被害者支援は、受け入れ側の婦人相談所が行い、必要経費も受け入れ側都道府県が負担するなど。 出所：時事通信(平成19年3月23日)より作成

### 4 今後の課題

今回の国の専門調査会の報告書においては、保護命令関係をはじめとして、被害者に対する保護・支援方策の拡充が提言されている。今後の法改正等の動向を注視しつつ、関係機関が連携を深め、生活費、就業機会、住宅、子どもの就学の問題等、被害者ニーズに応じたきめ細かな支援に取り組んでいく必要がある。また、加害者に対しては、刑事処罰以外に特別な取組は現在行われておらず、今後、加害者の更生・再発防止に向けた教育や観察の仕組みのあり方などの加害者対策について調査研究を進めていく必要がある。